

J - クレジット制度管理者 御中

## 実績確認概要書

平成30年11月16日

審査機関名 ロイドレジスター クオリティ アシュアランス リミテッド

### 1. 排出削減事業計画の概要

排出削減事業名	運送業における軽油からバイオディーゼルへの切り替え□
承認番号	KC1322
排出削減事業者名	株式会社手束商事
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構 (その他関連事業者名：なし)
事業実施場所	株式会社手束商事 本社 (住所：大阪府豊中市走井2-2-13) 株式会社手束商事 修理工場 (住所：大阪府豊中市走井2-14-12)
事業の概要	手束商事本社および修理工場にバイオディーゼル燃料（BDF）精製・製造装置を導入し、近隣の飲食店 150 店舗等より回収した廃油を用いて BDF を精製、同社が保有するトラックの燃料として使用することにより、軽油から BDF への燃料転換を行い、CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2012年度：136 tCO2 2013~2014年度：711tCO2 2015~2016年度：712tCO2 2017年度：567 tCO2 (事業実施期間合計 3,549 tCO2)
クレジット認証期間	開始日 2013年1月25日 終了日 2018年1月24日
排出削減方法論	方法論番号028:化石燃料からバイオディーゼル燃料への切り替え

## 2. 本実績確認の対象期間

2015年4月1日～2018年1月24日（第3回目実績報告）

## 3. 実績確認結果

本実績報告期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	2,010tCO <sub>2</sub> (2015年4月1日～2018年1月24日)
-------	---

## 4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	実績確認手続き
排出削減量が承認排出削減事業計画に従って実施した結果生じていること	排出削減量が、承認排出削減事業計画に従って当該計画を実施した結果生じている事を、以下の通り確認した。 1) 開始日の確認（初回実績確認の場合） 初回実績確認ではないので該当しない。  2) 対象期間中の設備稼働の確認 本実績報告期間において導入設備が稼働していることを、廃食油回収、BDF 製造、給油に係る記録を閲覧し確認した。
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	排出削減量は、承認排出削減事業計画に従って実施され、算定されていることを確認した。 1) モニタリング方法の確認 BDF 使用量については日報の記録データにより、メタノール消費量については供給業者からの請求書により、BDF 製造装置の電力使用量については BDF 製造装置稼働時間に基づく算定により、モニタリングされていることを、それぞれ根拠資料の確認や関係者への質問により確認した。  2) 活動量の正確性 責任者の管理の下、モニタリングされた日報の記録や請求書の保管が行われ、集計が正確になされていることを、根拠資料の照合、総括集計シートの検算等により確認した。

	<p>3) 単位発熱量、排出係数等の確認 使用されている単位発熱量、排出係数が、J クレジット制度モニタリング・算定規定Ver3.2及び承認排出削減計画、Jクレジット制度方法論EN-R-004に記載のBDFのデフォルト単位発熱量に従っていることを確認した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認 事業実施後排出量、ベースライン排出量、リーケージ排出量、排出削減量の算定結果をモニタリング結果と突合、方法論の定めた計算式との照合、計算過程の確認、再計算等を実施した結果、排出削減量の算定結果が正確であることを確認した。</p>
<p>算定結果がクレジット認証期間の終了日を超えないこと</p>	<p>今回の実績確認対象期間は 2015年4月1日から 2018年1月24日までとなっているが、J-クレジット制度への移行手続きにより、終了日は 2018年1月24日となっているため、クレジット認証期間の終了日を超えないことを確認した。□</p>

## 5. 承認排出削減事業計画からの重要な変更点についての評価

- ①現地訪問時に事業開始時からのBDF車両の廃止・登録があることを確認した。同種の車両への更新であり、軽微な変更であると判断する。
- ②BDFの発熱量を前回の実績確認において使用した34.93GJ/klから、Jクレジット制度方法論EN-R-004に記載のデフォルト値33GJ/klに変更した。この変更は、モニタリング計画に記載の年1回の発熱量のモニタリングが実施されていなかったために実施したものである。新たに使用する単位発熱量33GJ/klは、事業者が保有する過去の発熱量分析データと比較しても5%程度低い。従来から、回収廃油の回収先の変更等がないことを踏まえると、BDFの原材料である廃食油の発熱量が大きく変わることは考えにくい。また、新たに使用する単位発熱量は一般的な廃食油由来のBDFの単位発熱量よりも低い発熱量で、従来値を使用する場合と比較して、排出削減量が減少することから、使用可能であると判断する。

## 6. 特記事項

排出削減量に相当する再生可能エネルギー利用量について、熱量換算で 33,611.1GJであることを確認した。

以上

